

図書館法改正(1999年7月)をめぐる議論と日本図書館協会の対応に関する考察

春田 和男

(東京家政大学)

葉袋 秀樹

(筑波大学名誉教授)

【要旨】

1999年7月、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の成立に伴い、図書館法が改正された。本稿では、文献調査を基に、この図書館法改正に関して、政府、審議会、民間団体に注目して、どのような議論が行われたのかを明らかにし、考察を行った。その結果、①法改正の主な内容は、国庫補助を受けられる場合の公立図書館長の司書資格要件等の廃止と図書館協議会の規定の見直しで、地方分権推進計画での指摘事項に加えて、1998年の生涯学習審議会答申の内容の一部が反映されていること、②日本図書館協会は公立図書館長の司書資格要件等の廃止への反対運動を展開するが、実現には至らなかったことが明らかになった。

1. はじめに

(1) 研究の背景

1990年代に入ってから地方分権の動きが強まり、社会教育関係法令の改正にも大きな影響を与えている。1993年、衆議院と参議院の本会議で、それぞれ、地方分権の推進に関する決議が行われた¹⁾²⁾。この決議では、国と地方の役割を見直し、地方公共団体の自主性・自律性の強化を図り、21世紀にふさわしい地方自治を確立することが急務であると述べている。1995年5月には、地方分権推進法が制定され、7月、総理府に地方分権推進委員会が設置された。同委員会は、1996年から1997年にかけて、中間報告のほか、第1次から第4次までの勧告を内閣総理大臣に提出している。これらの勧告を尊重して、政府は1998年5月に地方分権推進計画を作成し、閣議決定した。

この間、文部省関係では、1997年に、次年度以降の図書館建設補助金が廃止されている。また、同年には、第4期生涯学習審議会(以下、「生涯審」という)が設置された。諮問事項は、青少年の生きる力を育む地域社会の環境の充実方策と、社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方である。このうち、後者に関しては、1998年3月に「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について(中間まとめ)」、9月に「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について(答申)」を発表している。このほか、日本図書館協会(以下、「日図協」という)等の民間団体が、地方分権推進委員会や文部省に要望書を提出している。

1999年3月、政府は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(以下、「地方分権一括法」という)の案を閣議決定して、国会に提出している。その後、7月8日に地方分権一括法が成立し、16日に公布された。地方分権一括法は、関係する法律475

本の改正を行うものである。文部省関係では21本の法律の改正が行われ、この中に、社会教育法、図書館法、博物館法の改正が含まれている。施行日は、2000年4月1日である。本稿では、特に図書館法の改正に注目する。

1999年7月の図書館法改正に至る経過に関わる先行研究としては、松崎敬三（馬頭町教育委員会）と薬袋秀樹（図書館情報大学）による研究が挙げられる。松崎は、戦後の行政改革の歴史を概観したのち、地方分権推進委員会の第2次勧告に至る経過と主な問題点を明らかにしている³⁾。薬袋は、同委員会の第2次勧告の内容とその背景、図書館関係者の見解等について論じている⁴⁾。どちらの研究も1997年に発表されたものであるため、同委員会の第2次勧告以降の経過はまとめられていない。このほか、長澤成次（千葉大学）による法改正の経過を簡潔にまとめた報告記事⁵⁾があるが、日図協等の民間団体がどのような意見を表明したのかについては明らかになっていない。

(2) 研究の目的と方法

本稿の目的は、1999年7月の図書館法改正に関して、政府、審議会、民間団体に注目して、どのような議論が行われたのかを明らかにすることである。

研究の方法は次の通りである。まず、文献調査を基に、1) 地方分権推進委員会の勧告を受けて、政府は、図書館法の規定に関して、どのような内容の地方分権推進計画を作成したのか、2) 生涯審では、どのような内容の答申を発表したのか、3) 1999年7月にどのような法改正が行われたのか、4) この間、日図協はどのような意見を表明したのかを明らかにする。次に、それらを基に考察を行う。

(3) 論文の構成

本稿は5章からなる。第1章では、研究の背景、先行研究、研究の目的、研究の方法、論文の構成について論じた。第2章では既述の研究課題の1)・2)・3)、第3章では4)を明らかにする。第4章では研究結果のまとめと考察を行い、第5章では今後の課題を述べる。

2. 1999年7月の図書館法改正に至る議論の内容

(1) 地方分権推進計画

地方分権推進委員会の委員は、諸井虔（太平洋セメント株式会社相談役）、堀江湛（尚美学園大学学長）、岡崎洋（神奈川県知事）、桑原敬一（前福岡市長）、西尾勝（国際基督教大学教授）、樋口恵子（東京家政大学教授）である（敬称略）。委員長は諸井、委員長代理は堀江である⁶⁾。同委員会は、1996年3月に中間報告、12月に第1次勧告、翌1997年7月に第2次勧告を内閣総理大臣に提出している。

同委員会によるこれらの勧告を尊重して、政府が1998年5月に作成した地方分権推進計画では、必置規制を見直すために、翌年の通常国会に提出する図書館法の改正案として以下の2つを挙げている。ここで、必置規制とは、国が地方公共団体に対し、地方公共団体の行政機関もしくは施設、特別の資格もしくは職名を有する職員または附属機関を設置しなければならないものとするものである（地方分権推進法第5条）。

1つは、公立図書館の館長に関する規定である。国庫補助を受ける場合の公立図書館長の司書資格規制（図書館法第13条第3項）と、公立図書館の最低基準を省令で定める規定（同法第19条）を廃止する。これらを踏まえ、館長の専任規定（同法施行規則第11条）を廃止し、本来の業務に支障のない範囲内で他の業務に従事することができるものとする。

他の1つは、公立図書館の司書及び司書補に関する規定である。同法第19条を廃止することによって、司書及び司書補の配置基準（同法施行規則第13条、第16条、第19条）も廃止し、実情を踏まえて配置人数を決定できるようにする。

このほか、社会教育法における公民館運営審議会の規定の見直しに関連して、図書館協議会の委員構成と委嘱手続の見直しを行うと指摘している⁷⁾。

(2)生涯審答申

1997年6月、生涯審が設置された。生涯審は27名の委員からなり、会長は吉川弘之（前東京大学長）、副会長は奥島孝康（早稲田大学総長）である⁸⁾。11月には、生涯審社会教育分科審議会計画部会（以下、「計画部会」という）が「これまでの審議における意見の整理」を行っている。社会教育分科審議会は、委員13名、特別委員14名からなり、分科会長は井内慶次郎（財団法人日本視聴覚教育協会会長）、分科会長代理は木村孟（学位授与機構長）である⁹⁾。計画部会は委員6名、特別委員10名、専門委員5名からなり、部会長は山本恒夫（筑波大学教授）である¹⁰⁾。1998年9月現在、図書館関係者として、鈴木勝男（全国公共図書館協議会会長）が社会教育分科審議会及び計画部会の特別委員を務めている。

翌1998年3月には、生涯審が「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（中間まとめ）」（以下、「中間まとめ」という）を発表している。5月には、中間まとめの具体化を図るため、計画部会に図書館専門委員会が設置された。図書館専門委員会の委員は、田中久文（日本大学教授）、磯野嘉子（千葉経済大学短期大学部助教授）、糸賀雅児（慶應義塾大学教授）、越塚美加（学習院女子大学助教授）、齋藤哲哉（東京都立中央図書館長）、酒川玲子（日図協事務局長）、作花文雄（横浜国立大学助教授）、島田好正（栃木県教育委員会生涯学習課長）、村田文生（亜細亜大学講師）、山本宏義（相模原市立図書館長）で、主査は田中である¹¹⁾。

9月には、「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（答申）」（以下、「生涯審答申」という）を発表した¹²⁾。生涯審答申では、図書館に関して次の5点が指摘されている。第1は、国庫補助を受ける場合の公立図書館長の司書資格要件等の廃止（図書館法第13条第3項、第19条、第21条、同法施行規則第2章）である。その理由として、1) 司書資格を有していないが、識見・能力から図書館長にふさわしい人材を登用する場合も考えられること、2) 図書館の情報化や他の施設との連携、地域の実情に応じた多様な図書館サービスの推進等が求められていることを挙げている。なお、第19条の廃止との関連で、「第18条に基づく公立図書館の望ましい基準（以下、「望ましい基準」という）の取り扱い」を検討することが必要であると指摘している。

第2は、社会教育施設の管理の民間委託の検討である。社会教育施設の管理を適切な法人等に委託することについて、地方公共団体の自主的な判断と責任に委ねる方向で検討する必要があると指摘している。

第3は、図書館サービスの多様化・高度化と負担の在り方である。今後、電子情報等へのアクセスに係る経費について、サービスを受ける者から一定の負担を求めることが必要となる可能性も予想される。地方公共団体の自主的な判断の下、対価不徴収の原則を維持しつつ、その適否を検討する必要があると指摘している。

第4は、司書等の資格取得における学歴要件の緩和である。司書補については大学入学資格検定合格等、司書については学位授与機構による学士の学位の取得等もそれぞれの基

礎要件となるように見直すべきであると指摘している。

第5は、図書館協議会の規定の見直しである。図書館協議会の委員は、学校の代表者や社会教育関係団体の代表者などが多く、結果として選出範囲が狭くなり、男性に偏る傾向にある。また、利用者の代表が委員になるケースは必ずしも多くない。このため、地域の実情に応じ、多様な人材を図書館協議会の委員に登用できるよう、図書館法第15条に定める委員の構成規定の見直しを行う必要があると指摘している。

(3) 法改正の主な内容

1999年7月16日、地方分権一括法が公布された。表1は、同法第134条の規定に基づき、図書館法の新旧の主な規定を比較したものである。主な改正内容は次の3つである。

第1に、国から第20条の規定による補助金の交付を受ける地方公共団体の設置する公立図書館の館長となる者は、司書となる資格を有する者でなければならないという規定を削除する(第13条第3項)。

第2に、国から第20条の規定による補助金の交付を受けるために必要な公立図書館の設置及び運営上の最低基準を文部省令で定めるという規定を削除する(第19条、第21条)。最低基準では、公立図書館を、1)都道府県及び指定都市立図書館、2)指定都市以外の市(特別区を含む)の設置する図書館、3)町村立図書館に分けて、それぞれ、図書館長、国から補助金を受けようとする年度の前年度に増加した図書の冊数、司書・司書補の数、図書館奉仕の用に供する建物の延べ面積に関する基準を設けていた¹³⁾¹⁴⁾。

第3に、図書館協議会の委員を、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する(第15条、第16条第2項)。

3. 日図協による意見表明

(1) 公立図書館長の司書資格要件の削除への反対

1996年12月に地方分権推進委員会が内閣総理大臣に対して第1次勧告を提出したことを受けて、1997年2月、日図協は同委員会に対し、公立図書館長の司書資格要件の削除について慎重な検討を要請している。その理由として、補助金の交付条件の変更に止まらず、図書館法に位置づけられていた館長の役割を否定することになることを挙げている。館長が無資格であることが新しい図書館のあり方とされ、これからの図書館にとって望ましい方向であるかのような流れが作られていくのではないかと強く危惧している¹⁵⁾。

3月の常務理事会では、上記の見解を、日図協内の図書館政策特別委員会が作成したことが報告されている¹⁶⁾。この委員会の委員は、塩見昇(大阪教育大学)、伊藤昭治(阪南大学)、大杉庸紫子(大阪府子ども文庫連絡会)、岸本岳文(滋賀県立図書館)、北村幸子(羽曳野市立高鷲南小学校)、小谷恵子(熊取町立熊取図書館)、服部裕太(吹田市立中央図書館)、前田章夫(大阪府立中央図書館)、三苫正勝(夙川学院短期大学)、村上敏明(島本町立図書館)で、委員長は塩見である。

このほか、日図協内の町村図書館活動推進委員会では、「公立図書館施設整備費補助金の廃止ならびに図書館法第13条3項の削除に対する見解」を発表している。この委員会の委員は、糸賀雅児(慶應義塾大学)、伊藤博(細江町立図書館)、北爪健一(埼玉県立熊谷図書館)、栗原要子(小山市立中央図書館)、小林是綱(大泉村教育委員会)、坂本成生(光町立図書館)、玉目哲廉(東伊豆町立図書館)、長谷川憲次(湯河原町立図書館)、松崎敬三(馬

表1 図書館法の新旧の主な規定の対照表

新 (1999年7月16日)	旧 (1998年6月12日)
<p>削除</p>	<p>第13条 3 国から第20条の規定による補助金の交付を受ける地方公共団体の設置する公立図書館の館長となる者は、司書となる資格を有する者でなければならない。但し、当該図書館の館長となる者のうち、都道府県又は地方自治法(昭和23年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の設置する図書館の館長となる者及び指定都市以外の市の設置する図書館の館長となる者は、更にそれぞれ3年以上又は1年以上図書館の館長又は司書(国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員でこれらの職員に相当するものを含む。)として勤務した経験を有する者でなければならない。</p>
<p>第15条 図書館協議会の委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から</u>、教育委員会が任命する。</p> <p>削除</p>	<p>第15条 図書館協議会の委員は、<u>左の各号に掲げる者のうちから</u>、教育委員会が任命する。</p> <p>一 当該図書館を設置する地方公共団体の区域内に設置された学校が推薦した当該学校の代表者</p> <p>二 当該図書館を設置する地方公共団体の区域内に事務所を有する社会教育関係団体(社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体をいう。)が選挙その他の方法により推薦した当該団体の代表者</p> <p>三 社会教育委員</p> <p>四 公民館運営審議会の委員</p> <p>五 学識経験のある者</p> <p>第16条 2 社会教育法第15条第3項及び第4項の規定は、図書館協議会の委員について、準用する。</p>
<p>削除</p>	<p>(国庫補助を受けるための公立図書館の基準)</p> <p>第19条 国から第20条の規定による補助金の交付を受けるために必要な公立図書館の設置及び運営上の最低の基準は、文部省令で定める。</p>
<p>第21条及び第22条 削除</p>	<p>第21条 文部大臣は、前条の規定による補助金を交付する場合においては、当該補助金を受ける地方公共団体の設置する図書館が、第19条に規定する最低の基準に達しているかどうかを審査し、その基準に達している場合のみ、当該補助金の交付をしなければならない。</p> <p>第22条 削除</p>

参考文献：(1)文部省内生涯学習・社会教育行政研究会編『生涯学習・社会教育行政必携』平成10年版、第一法規出版、1997、p.849-855。(2)『法令全書』国立印刷局、1998.6、p.78。(3)「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(衆議院ウェブページ、http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/h145087.htm、2017年7月2日参照)(4)生涯学習・社会教育行政研究会編『生涯学習・社会教育行政必携』平成12年版、第一法規出版、2000、p.851-857。

頭町教育委員会)、吉住幸子(浜岡町立図書館)で、委員長は糸賀である¹⁷⁾。同委員会は、上記の見解の中で、公立図書館長の司書資格要件の実現を地方公共団体の判断に委ねているため、必置規制には当たらないと指摘している¹⁸⁾。

4月には、常務理事会が、地方分権推進委員会の勧告に対する運動を強化するため、「国の図書館政策に関する緊急対策会議」(以下、「対策会議」という)の設置を決定した。「関係委員会」からの委員に、若干名を加えたメンバーからなる。『図書館雑誌』には対策会議のメンバーが公表されていないが、対策会議以前には、図書館政策特別委員会と町村図書館活動推進委員会の合同会議で議論されていたため、「関係委員会」の中にはこの2つの委員会が含まれると考えられる。座長は山本(宏)である¹⁹⁾。対策会議は、図書館経営の専門性及び司書を否定するものであるため、公立図書館長の司書資格要件の廃止に反対している。また、図書館関係者に対して、『図書館雑誌』5月号に綴じ込んだ葉書に一言添えて、地方分権推進委員会と文部省に送るよう呼びかけている。

5月には、「ほんものの図書館を！司書館長の確保と財源の保障を求めます」という題名のリーフレット²⁰⁾を作成・頒布しているほか、東京で「図書館振興を考える5.27.集会—地方分権と図書館—」を開催している。この集会で、酒川は公立図書館長の司書資格要件は国庫補助金の交付要件として挙げられているものであり、必置規制には該当しないと述べている。また、この要件を削除することになると、司書資格を有する館長や司書の配置をためらわせ、結果として専門家のいない非効率な図書館が増えていくと指摘している²¹⁾。

6月には、公立図書館長の司書資格要件と図書館建設等の財源の確保を求める共同アピールを発表している。呼びかけ人は、服部敏幸(日本書籍出版協会名誉会長)、紀田順一郎(評論家)、松居直(福音館書店会長)、栗原均(日図協理事長)である²²⁾。2つのアピールのうち、前者に関しては、公立図書館長の司書資格要件を廃止すると、図書館経営の専門性を否定し、司書の役割を軽視することになり、国民にとっても不利益であると指摘している。共同アピールの賛同者は、7月23日現在、111名、201団体である。一覧を見ると、団体の賛同者には図書館関係団体が多いのに対し、個人の賛同者には作家が多く、図書館関係者は少ない²³⁾。

(2) 地方分権推進委員会「第2次勧告」公表後の対応

1) 対策会議の活動終了

7月には、地方分権推進委員会が第2次勧告を内閣総理大臣に提出したことを受けて、同月の常務理事会では日図協の運動は実らなかったと指摘している²⁴⁾。また、対策会議が、活動を終了している。理事長宛での活動終了の報告では、今回の必置規制の問題は1980年代から一部の地方自治体関係者や国の行政改革に関する審議会で議論されてきたが、日図協では議論が深まらず、具体的な方針を示せないまま、その場しのぎの対応に止まったと指摘している。その原因として、「的確な政策分析・情勢判断の欠如、情勢判断に基づく行動の乏しさ、司書のレベルアップの怠り、世間、マスコミ、議員の応援の乏しさ、問題点について十分議論を深めることができない常務理事会の在り方等」を挙げている。

今後取り組むべき課題としては、全国図書館大会への対応、生涯審の審議動向への注目、図書館の法や制度に係わる論議の場の設定と意見の集約、グレード制を含め、司書の養成・研修・認定のあり方の検討、図書館経営に係わる館長及び司書の役割の実証的な研究、図書館の設置運営に関する日図協としての基準の提示等を挙げている。また、常務理事を政

策面で補佐する組織を設置するほか、理事会の構成や部会・委員会組織の再編を含めた日図協全体の機構改革も提案している²⁵⁾。

8月の常務理事会では対策会議の報告を承認し、同月の臨時常務理事会で議論することになった。その後、事務局長は「対策会議」からの提起に関する具体化について(案)を発表し、次の3つの提案を行っている。第1に、全国図書館大会でアピールを提出し、参加者の賛同を得る。また、分科会で政策課題の内容に関わる論議を行う。第2に、司書職制度をめぐる問題を中心に、課題を整理する。また、検討のための組織を設置する。第3に、在京理事を中心として日図協の組織の在り方について検討する組織を設置する²⁶⁾²⁷⁾。

2) 第83回全国図書館大会における日図協のアピール

10月には、第83回全国図書館大会における日図協のアピールを発表している。アピールでは、地方分権推進委員会の第2次勧告に関して、公立図書館長の司書資格および司書・司書補の配置基準の廃止は、図書館運営に司書資格を持つ館長及び司書・司書補が必要なくなったことを意味するものではなく、館長の資質についての考え方や、司書をどの程度の配置にするかを設置者に委ねたにすぎないと指摘している²⁸⁾。

また、1992年に文部省生涯学習局長通知として出された「公立図書館の設置及び運営に関する基準」における市町村立図書館の職員の項に、「館長となるものは、司書となる資格を有する者が望ましい」「少なくとも、国庫補助を受けるための最低基準に定める人数以上の専門的職員を確保していくものとする」と規定されているため、これらの規定を尊重していくことが重要であると述べている。

(3) 生涯審への対応

同月、日図協は、生涯審計画部会で次のような意見を発表している²⁹⁾³⁰⁾。第1に、施設・職員・資料等について現実に合った提言を内容とした、国としてのガイドラインを「図書館法施行規則」として提示してほしい。第2に、図書館協議会の現行の規定は細かすぎるため、教育関係者、生涯学習関係住民団体、学識経験者及び図書館経営についての専門的知識と経験を持つ者、程度の枠組みを示す。このほか、会議や記録の公開等に関する規定を新設する。第3に、公立図書館での資料提供は、すべての国民に対して、可能な限り無償であることを追求するべきであり、図書館法第17条を改正しなくても運用の余地がある。

4. 研究結果のまとめと考察

(1) 地方分権推進委員会と政府の考え方

地方分権推進委員会の委員は、大学教員3名、首長関係者2名、民間企業の役員1名からなる。同委員会の勧告を尊重して、政府が1998年に作成した地方分権推進計画では、翌年の通常国会に提出する図書館法の改正案として、国庫補助を受ける場合の公立図書館長の資格規制と、公立図書館の最低基準を省令で定める規定の廃止を挙げている。このほか、図書館協議会の委員構成と委嘱手続を見直すと述べている。

(2) 生涯審の考え方

生涯審の社会教育分科審議会と計画部会では、公共図書館関係団体の会長が特別委員を務めている。また、計画部会には、図書館専門委員会が設置された。1998年9月の生涯審答申では、1) 国庫補助を受ける場合の公立図書館長の司書資格要件等の廃止、2) 社会教育施設の管理の民間委託の検討、3) 図書館サービスの多様化・高度化と負担の在り方、4) 司

書等の資格取得における学歴要件の緩和、5)図書館協議会の委員構成の規定の見直しが指摘されている。

(3) 日図協の対応

1996年12月の地方分権推進委員会による第1次勧告の発表を受けて、1997年2月、日図協は、同委員会に対し、公立図書館長の司書資格要件の削除について慎重な検討を要請している。4月には対策会議が設置され、この要件の削除に反対している。対策会議では、リーフレットの作成・頒布や、共同アピールの発表等が行われた。7月には、同委員会による第2次勧告の発表を受けて、対策会議が活動を終了した。終了の報告では、1980年代からの日図協の対応を批判し、今後の課題の1つとして、日図協全体の機構改革を挙げている。その後、8月の常務理事会・臨時常務理事会で協議が行われ、事務局長から、日図協の組織のあり方等の検討が提案されている。

10月には、第83回全国図書館大会で、上記の要件削除は、館長の資質についての考え方や、司書をどの程度の配置にするかを設置者に委ねたにすぎないというアピールを発表している。また、同月の生涯審計画部会では、図書館法第17条の改正には慎重な立場であるが、図書館協議会の規定の改正には賛成している。

(4) 法改正の内容

1999年7月の図書館法改正の主な内容は、①国庫補助を受ける場合の公立図書館長の司書資格要件及び公立図書館の最低基準を省令で定める規定の廃止（第13条第3項、第19条、第21条）、②図書館協議会の委員構成の規定の見直し（第15条、第16条第2項）の2つに大別することができる。

(5) 考察

次の5点が挙げられる。第1に、今回の法改正で実現された事項に注目すると、上記の①は、地方分権推進計画と生涯審答申の両方に盛り込まれ、日図協が反対していた事項である。②は、地方分権推進計画での指摘を受けて、生涯審答申で具体化され、日図協も賛成している事項である。つまり、1999年7月の法改正の内容は、地方分権推進計画での指摘事項と、生涯審答申の内容の一部からなることがわかる。

第2に、今回の法改正で実現された①の事項をめぐる、意見の相違が見られる。地方分権推進委員会、政府、生涯審は賛成の立場であるのに対して、日図協は反対の立場である。賛成の理由は、(a)必置規制を見直すこと、(b)図書館の情報化、他施設との連携、多様な図書館サービス等を行うことである。(a)は地方分権推進委員会と生涯審答申に共通した理由であるが、(b)は生涯審独自のものである。また、生涯審答申では、この廃止の代わりとして、「望ましい基準の取り扱い」の検討にも言及している。地方分権推進委員会・政府の考え方を踏まえて、生涯審としての対応策を示している。生涯審答申に盛り込まれたことで、「望ましい基準の検討」が文部省の図書館行政の今後の課題となった。一方、反対の理由は、まとめると、(ア)必置規制に該当しないことと、(イ)図書館経営の専門性を否定することである。このうち、(ア)に関しては、法律の解釈論による対応と考えられるため、本質的な議論が必要である。

第3に、生涯審答申で指摘されていた、2)社会教育施設の管理の民間委託の検討、3)図書館サービスの多様化・高度化と負担の在り方、4)司書等の資格取得における学歴要件の緩和は、今回の法改正では実現されなかった事項である。2)に関しては、その後の指定管

理者制度の導入への対応を求めていると考えられる。

第4に、日図協による反対運動が、地方分権推進委員会の第1次勧告の発表によって始まり、3ヵ月続いたが、急な取り組みであったために、盛り上がりには欠け、共同アピールの賛同者に図書館関係者が少ない。会員による十分な議論が行われていなかった可能性がある。また、共同アピールの中には、公立図書館長の司書資格要件の維持だけでなく図書館建設等の財源の確保も含まれており、焦点が曖昧になっている。さらに、対策会議の終了の報告では日図協に対して厳しい指摘を行い、図書館政策の確立を求めているが、事務局長は当面の対応策を述べるにとどまっている。

第5に、地方分権推進委員会が第2次勧告を発表すると、日図協の対応が変化している。これまでは、法改正の否定的な側面を強調してきたのに対し、全国図書館大会におけるアピールでは、法改正後の対応方法を述べていると考えられる。現実的な対応を提案していることについて評価することができる。その後、どの程度具体化されたかが重要である。

5. おわりに

本稿では、関係文献を基に、地方分権推進計画での指摘事項、生涯審答申の内容、1999年7月の図書館法改正の主な内容、日図協の意見表明の内容について詳しく紹介し、それらを基に考察を行った。

今後の課題は次の2つである。第1に、既述の①の事項をめぐっては、1980年代から議論が行われている。1980年代からの行政改革の経過と日図協の対応について検討する必要がある。このほか、生涯審答申における①の独自の廃止理由について、その意味を検討していきたい。第2に、今回の法改正で実現された事項がその後の図書館運営にどのような影響を与えたのか、またその一方で、実現されなかった事項がその後の行政改革、図書館法改正、図書館政策でどのように取り上げられたのか、追跡調査をしていきたい。

注記・引用文献

- 1) 「地方分権の推進に関する決議（衆議院）」（内閣府ウェブページ、<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/archive/category04/archive-19930603.html>、2017年7月2日参照）
- 2) 参議院本会議「地方分権の推進に関する決議」（参議院ウェブページ、http://www.sangiin.go.jp/japanese/san60/s60_shiryou/ketsugi/126-22.html、2017年7月2日参照）
- 3) 松崎敬三「地方分権と図書館—行政学的な視点から—」『現代の図書館』35(3)、1997.9、p.183-188.
- 4) 葉袋秀樹「地方分権と公立図書館の専門的職員—国庫補助金の条件としての専門的職員の必置規制について—」『図書館学会年報』43(4)、1997.12、p.145-160.
- 5) 長澤成次「地方分権と図書館法」『図書館界』52(2)、2000.7、p.56-58.
- 6) 「地方分権推進委員会事務局」（内閣府ウェブページ、<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8313852/www8.cao.go.jp/bunken/bunken-iinkai/bunken.html>、2017年7月2日参照）
- 7) 総理府編『地方分権推進計画』大蔵省印刷局、1998、p.20-22. 別紙4も参照.
- 8) 「第4期生涯学習審議会の諮問事項について」（文部科学省ウェブページ、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_gakushu_index/toushin/1315176.htm、2017

年7月2日参照)

- 9) 「社会教育分科審議会 委員名簿(平成10年9月現在)」(文部科学省ウェブページ、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_gakushu_index/bunkabukai/meibo/1315140.htm、2017年7月2日参照)
- 10) 「社会教育分科審議会 計画部会 委員名簿(平成10年9月現在)」(文部科学省ウェブページ、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_gakushu_index/bunkabukai/bukaiiinkai/meibo/1315141.htm、2017年7月2日参照)
- 11) 「生涯学習審「図書館専門委員会」を設置—図書館法17・18条などについて検討—」『図書館雑誌』92(7)、1998.7、p.525.
- 12) 「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について(生涯学習審議会(答申))」(文部科学省ウェブページ、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_gakushu_index/toushin/1315178.htm、2017年7月2日参照)
- 13) 文部省内生涯学習・社会教育行政研究会編『生涯学習・社会教育行政必携』平成10年版、第一法規出版、1997、p.856-860.
- 14) 生涯学習・社会教育行政研究会編『生涯学習・社会教育行政必携』平成12年版、第一法規出版、2000、p.858-862.
- 15) (社)日本図書館協会「図書館長の司書資格要件(図書館法第13条第3項)について」『図書館雑誌』91(4)、1997.4、p.278-279.
- 16) 「協会通信」『図書館雑誌』91(4)、1997.4、p.292-295.
- 17) 「日本図書館協会第26期委員会委員一覧」『図書館雑誌』91(8)、1997.8、p.674-676.
- 18) JLA 町村図書館活動推進委員会「公立図書館施設整備費補助金の廃止ならびに図書館法第13条3項の削除に対する見解」『図書館雑誌』91(5)、1997.5、p.339-342.
- 19) 「日図協「国の図書館政策に関する緊急対策会議」を発足—地方分権推進委勧告に対する運動を強化—」『図書館雑誌』91(5)、1997.5、p.301.
- 20) 国の図書館政策に関する緊急対策会議編『ほんものの図書館を! : 司書館長の確保と財源の保障を求めます』1997、日本図書館協会、11p.
- 21) 国の図書館政策に関する緊急対策会議「図書館振興を考える5.27集会—地方分権と図書館—」『図書館雑誌』91(7)、1997.7、p.533-535.
- 22) 「図書館長の司書有資格要件と図書館建設などの財源の確保を求めます—図書館振興のための共同アピール—」『図書館雑誌』91(7)、1997.7、p.532.
- 23) 国の図書館政策に関する緊急対策会議「「図書館振興のための共同アピール」に賛同します—賛同者・賛同団体一覧—」『図書館雑誌』91(8)、1997.8、p.619-623.
- 24) 「協会通信」『図書館雑誌』91(9)、1997.9、p.807-810.
- 25) 「「国の図書館政策に関する緊急対策会議」の終了について(報告)」『図書館雑誌』91(10)、1997.10、p.887.
- 26) 「協会通信」『図書館雑誌』91(10)、1997.10、p.880-887.
- 27) 事務局長「<資料>「対策会議」からの提起に関する具体化について(案)」『図書館雑誌』91(11)、1997.11、p.950.
- 28) 「<資料>第83回全国図書館大会における日本図書館協会のアピール 図書館に司書と司書資格のある館長を! 図書館建設に必要な財源を!」『図書館雑誌』91(12)、1997.12、p.976.
- 29) 「生涯学習審議会計画部会で日図協ヒアリング行う」『図書館雑誌』91(11)、1997.11、p.893-894.
- 30) 社団法人日本図書館協会「<資料>生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会(第32回)への意見」『図書館雑誌』91(11)、1997.11、p.900.